平 成 三 十 年

七三

Ŧi.

月

H 月

目

次

令 甲

教育委員会訓令甲

訓 令

甲

大分県訓令甲第十二号

庁

方 機 関

地

大分県文書管理規程(平成二十一年大分県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十五日

大分県知事 広 瀬

目次中「第七十三条」を「第七十三条の二」に、「第十三節 資料の文書管理システムへ 勝 貞

の登録(第八十一条)」を「第十三節 削除」に改める。

規則第五十条の二から第五十一条までに規定する地方機関の参事(総括)、課長補佐 十一条第二項、第四項及び第六項」に改め、「本庁の」及び「及び主査(総括)並びに組織 二の二第三項、第五十条の三第三項、第五十条の四第三項、第五十条の五第三項並びに第五 第二条第十五号中「第四条第六号」を「第四条第六項、第五十条の二第三項、第五十条の 室長補佐 (総括)、主幹 (総括)、副主幹 総

第四十一条第十四号中「関連する添付ファイル」を「起案に必要なファイル」に改め、 (総括)」を削る 同

第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の

を

次に次の一号を加える。

条中第十八号を第十九号とし、

関連文書 必要に応じて関連する文書を登録すること。

>) 第七十条中「又は総合行政ネットワーク」を「、総合行政ネットワーク又は電子掲示板

曜

H (第七十三条の二第一項に規定する電子掲示板をいう。以下この条において同じ。) 」に、

2 「及び電子メール」を「、電子メール及び電子掲示板」に改める。 第七十二条中「文書管理システムの機能を利用して」を削り、 電子メールにより電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録し 同条に次の一項を加える。

なければならない。

第二章第七節中第七十三条の次に次の一条を加える。

(電子掲示板による施行

第七十三条の二 県の機関への電子文書の施行であって、周知を目的とした文書及び施行先 にあっては、県政情報課長が指定する電子掲示板により施行することができる の県の機関において保管する必要がないこと等県政情報課長が定める要件に該当する文書

2 年月日を登録しなければならない。 前項に規定する電子掲示板により電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行

第二章第十三節を次のように改める

第十三節 削除

第八十一条 削除

ない」に改め、同条に次の一項を加える。 までの規定により廃棄の手続を開始しなければならない」を「廃棄の決定をしなければなら 第八十九条の見出しを「(廃棄の決定)」に改め、同条中「遅滞なく次条から第九十四条

より廃棄の手続を開始しなければならない 各所属長は、遅滞なく、 前項の決定を行うとともに、次条から第九十四条までの規定に

ては公文書館長が文書管理システムを利用して各所属から引渡しを受けるものとする」に改 にあっては各所属長が遅滞なく当該文書を公文書館長に引き渡すものとし、電子文書にあっ め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする た」に、 第九十一条第一項中「文書を廃棄しようとする」を「第八十九条第一項の廃棄の決定をし 「各所属長は、遅滞なく当該文書を公文書館長に引き渡すものとする」を「紙文書

第九十二条第二項中「の廃棄年月日」を「を廃棄した旨」に改める。 第九十三条第一項中「別に定めるところにより各所属において廃棄しなければならない」 「県政情報課長に廃棄の処理を依頼しなければならない」に改め、同条第二項を次のよう

に改める。

2 定により紙文書を廃棄した後に県政情報課長に電子文書の廃棄の処理を依頼しなければな 各所属長は、 前項の電子文書に係る紙文書が存在する場合にあっては、前条第一項の規

平成三十年十月十五日

大分県報号外 (訓令甲

第九十三条の次に次の一条を加える。

(県政情報課における電子文書の廃棄処理

第九十三条の二 県政情報課長は、所属長から前条の依頼を受けたときは、文書管理システ

ムにおいて廃棄の処理を行うものとする。

第五号様式中

年 Д 日供覧 供覧者

を

耳 国政學 収受者

年

に改める。

附 則

この訓令は、 公示の日から施行する。

)教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第六号

を次のように改正する。 大分県教育委員会文書管理規程 (平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号)の一部

教 教

育 機

関 庁

平成三十年十月十五日

大 分 県

目次中「第七十二条」を「第七十二条の二」に、「第十三節 資料の文書管理システムへ 教 育 委 員 会

の登録(第八十条)」を「第十三節 削除」に改める。

第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、 第四十一条第十四号中「関連するファイル」を「起案に必要なファイル」に改め、同条中 第十四号の次に

関連文書 必要に応じて関連する文書を登録すること。 次の一号を加える

(第七十二条の二第一項に規定する電子掲示板をいう。以下この条において同じ。)」に、 第六十九条中「又は総合行政ネットワーク」を「、総合行政ネットワーク又は電子掲示板

「及び電子メール」を「、電子メール及び電子掲示板」に改める。

2 なければならない 第七十一条中「文書管理システムの機能を利用して」を削り、 電子メールにより電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録し 同条に次の一項を加える。

第二章第七節中第七十二条の次に次の一条を加える。

(電子掲示板による施行

第七十二条の二 県の機関への電子文書の施行であって、周知を目的とした文書であること ことができる。 件に該当する文書にあっては、教育改革・企画課長が指定する電子掲示板により施行する 及び施行先の県の機関において保管する必要がないこと等教育改革・企画課長が定める要

2 年月日を登録しなければならない。 前項に規定する電子掲示板により電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行

第二章第十三節を次のように改める。

第十三節 削除

第八十条 削除

ない」に改め、同条に次の一項を加える。 までの規定により廃棄の手続を開始しなければならない」を「廃棄の決定をしなければなら 第八十三条の見出しを「(廃棄の決定)」に改め、同条中「遅滞なく次条から第八十七条

り廃棄の手続を開始しなければならない。 所属長は、遅滞なく、前項の決定を行うとともに、次条から第八十七条までの規定によ

条中第三項を削り、第四項を第三項とする。 公文書館長が文書管理システムを利用して所属から引渡しを受けるものとする」に改め、 あっては所属長が遅滞なく当該文書を公文書館長に引き渡すものとし、電子文書にあっては 第八十五条第一項中「文書を廃棄しようとする」を「第八十三条第一項の廃棄の決定をし 「所属長は、遅滞なく当該文書を公文書館長に引き渡すものとする」を 「紙文書に 同

第八十六条第二項中「の廃棄年月日」を「を廃棄した旨」に改める。

理する総務部県政情報課長に廃棄の処理を依頼しなければならない」に改め、同条第二項を 次のように改める。 第八十七条第一項中「所属において廃棄しなければならない」を「文書管理システムを管

の廃棄の処理を依頼しなければならない。 により紙文書を廃棄した後に文書管理システムを管理する総務部県政情報課長に電子文書 所属長は、 前項の電子文書に係る紙文書が存在する場合にあっては、前条第一項の規定

第五号様式中